

糸島市補助金設計書

所管課 子ども課

補助金名称	一時預かり事業補助金
区分	⑥国県制度事業補助
該当例規等	子ども・子育て支援交付金交付要綱、一時預かり事業実施要綱、糸島市社会福祉法人の助成に関する条例、同条例施行規則

【長期総合計画体系】

基本目標1_未来社会で輝く子どもを育むまちづくり

政策1_子育て・親育ちの支援の充実

施策①_安心して生み育てられる環境の充実

1 補助の目的

家庭において一時的に保育困難になった乳幼児について、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う。市は、対象保育所等へ以下の補助率で補助金を交付する。【補助率】国1/3 県1/3 市1/3

1 一般型（保育所）…保育所に入所していない児童が対象

利用児童数300人未満：2,679,000円/園

2 幼稚園型I…3～5歳の在園児（1号認定子ども）が対象

平日基本分：@400円 休日基本分：@800円 長期休業日（8時間未満）：@

400円（8時間以上）：@800円

2 成果指標

指標① 一時預かり事業を実施する保育所等の数

目標値① 19 (単位) 園

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった児童について、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う。

【補助対象者】

一時預かり事業を実施している保育所等

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

一時預かり事業の実施に必要な経費

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 % 又は 3 分の 1

【積算根拠ほか】

子ども・子育て支援交付金（国1/3）、福岡県一時預かり事業費補助金（県1/3）

6 補助期間（期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う）

令和 5 年度 まで